

「選挙人名簿管理システム等標準化検討会ワーキングチーム（WT）」  
第1回議事概要

日時：令和3年6月17日（木）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

小島 勇人	一般社団法人選挙制度実務研究会 代表理事
田畑 裕紀	札幌市選挙管理委員会事務局 選挙係長
久保 正義	広島市選挙管理委員会事務局 選挙課長
栗原 拓郎	前橋市選挙管理委員会事務局 主任
江森 涉	船橋市選挙管理委員会事務局 選挙係長
坪田 充博	日野市企画部 情報政策課長（選挙管理委員会事務局 中山 善之 構成員の代理出席）
大竹 芳弘	三条市総務部 情報管理課 課長補佐
木之瀬 義孝	甲府市選挙管理委員会事務局 選挙係長
若杉 泰之	富士市総務部 情報政策課 総括主幹
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室 室長
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO 補佐官

※三浦 雄二 構成員、岩田 朋子 構成員はご欠席。

（総務省）

中尾 正英	総務省自治行政局選挙部 選挙課 理事官
中川 航輔	総務省自治行政局選挙部 選挙課 事務官
福井 隆士	総務省自治行政局選挙部 選挙課 事務官
若林 拓	総務省自治行政局選挙部 管理課 課長補佐
河野 祐二	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
船岡 悠太	総務省自治行政局選挙部 管理課 係長
柿原 翔吾	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
田邊 佳菜	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官
平元 彩音	総務省自治行政局選挙部 管理課 事務官

**【議事次第】**

1. 挨拶・自己紹介
2. ワーキングの概要説明
3. 論点の検討
4. その他

**【意見交換（概要）】****■ワーキングの進め方等について**

- 条例に基づく住民投票については、各自治体の条例の内容の差異に考慮が必要。国民投票の投票人名簿も選挙人名簿と異なる点がある。

**■システム構成パターンについて**

- 選挙人名簿管理機能、期日前・不在者投票機能の一体化構成であるパターン①が、使い勝手が良く望ましいと考える。
- パターン②を採った場合は、システム間及び他システムとのインターフェースの調整にコストがかかることが想定されるが、住民記録システムと不可分のシステム構成としている自治体においては、柔軟なシステム構成を実現するため、パターン②での実装を検討する必要があるのではないかと考える。
- パターン①が効率的なシステム構成となると考えるが、目標年度である令和7年度までにすべての自治体の選挙システムの構成をパターン①に統一可能かについてはシステム構築事業者の状況も考慮する必要があると考える。
- 小規模自治体においても導入可能という観点からは、パターン①が望ましいと考える。
- パターン②において、在外選挙人管理システムが選挙人名簿管理システムに包含されるケースもあると認識している。パターン①、パターン②以外の非典型パターンについても確認した上で検討する必要があると考える。  
→パターン①のメリットを評価する意見があった一方、システム構築事業者における議論も踏まえる必要があるとの意見も踏まえ、引き続き検討。

**■選挙人名簿抄本について**

- 世帯主情報は、選挙人名簿抄本上での登録対象の確認のため、及び世帯単位で投票所入場券を送付している際に発送単位と選挙人名簿抄本上の記載単位を合わせるため必要ではないかと考える。  
→投票受付時の名簿対照の際には、世帯主情報は参照しないため、選挙人名簿抄本上、世帯主の表記がなくとも支障はないのではないかと考える。  
→意見を踏まえ、次回以降のWTで再度検討。男女別の集計は人数確認のため選挙人名簿抄本上に表記が必要な情報であると考え。その上で、選挙人名簿登録者数と当日有権者数の間には差異が生じうるし、また、当日有権者数の算定方法は国政選挙と地方選挙でも異なるが、当日有権者数の算定方法も各選挙の取扱いを踏まえたものする必要はないかと考える。  
→選挙人名簿の登録者数から差分となる失権者数及び死亡者数を差し引いて当日有権者数を手作業で算定している。  
→当日有権者数の算定は期日前・不在者投票管理システム上で実施している。

- 当日有権者数の算定方法については、実態を踏まえ次回以降の WT で検討。支援対象者の表記について外部向けの選挙人名簿抄本のみ表記方法を定義付けし、失権者の表記については外部向け、内部向けそれぞれ表記方法を定義しているが理由を確認したい。  
→支援対象者の表記については、外部へ公開する際には閲覧に制限を設ける必要がある一方、内部向けに対しては他の登録者と特段取扱いを異にする必要性はないため、外部閲覧用のみ定義を行っている。失権者情報の表記については、外部向けには該当者が失権者であることが分からないようにする必要があり、内部向けには選挙時に失権者が投票しないよう他の登録者と区別する必要があることから、それぞれ定義を行っている。
- 選挙人名簿抄本の出力は各選挙人の照合欄の行幅が狭い場合、投票受付時の名簿照合の際に前後の選挙人と混同して記載してしまうリスクがあること、また、投票受付のスペースは限られることから縦方向が望ましいと考えるので検討いただきたい。

#### ■失権者管理について

- 失権者情報の管理では、復権処理の適切な実行のため、復権予定日の管理が必要ではないか。  
→複数構成員より必要性に係る意見があったため、復権予定日の管理及び計算機能については標準化案に追加する方向で検討。
- 転出先の自治体にて転入届が提出されない転出未確定の状態、転出後 4 ケ月が経過した場合や職権消除となった場合は、該当者が失権者である旨が転出先の自治体に引き継がれない可能性があるため、引き続き失権者情報を管理した上で、他の自治体から転入情報の連携があった際に転出確定とし失権者情報の管理を終了する運用としており、事務局案の転出後 4 ケ月経過時点で失権者情報の管理を終了とする場合は、本籍地自治体を經由して転出先の自治体に通知を送付する等の対応が必要ではないか。
- 原則転出後 4 ケ月経過時点で失権者情報の管理を終了している。ただし、転出未確定の状態にある失権者については転出確定となるまで失権者情報の管理を継続している。  
→構成員意見を踏まえ、次回以降の WT で検討。

以上